

大気汚染防止法に基づく有害物質に係る排出基準

(特段の定めがない限り、排出ガス等の量については温度が0℃であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量、ばい煙の濃度等については標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したものとします。)

1. カドミウム及びその化合物

	用途	施設名	排出基準 (mg/m ³)
九	ガラス又はガラス製品の製造 (原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するもの)	焼成炉	1.0
		溶融炉	
一四	銅、鉛又は亜鉛の精錬	焙焼炉	1.0
		焼結炉 (ペレット焼成炉含む)	
		溶鋇炉 (溶鋇用反射炉含む)	
		転炉	
		溶解炉	
一五	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造	乾燥炉	1.0
		乾燥施設	

2. 塩素

	用途	施設名	排出基準 (mg/m ³)
一六	塩素化エチレンの製造	塩素急速冷却施設	30
一七	塩化第二鉄の製造	溶解槽	30
一八	活性炭の製造	反応炉	30
一九	化学製品の製造	塩素反応施設 (密閉式のものを除く)	30
		塩化水素反応施設 (密閉式のものを除く)	
		塩化水素吸収施設 (密閉式のものを除く)	

3. 塩化水素

	用途	施設名	排出基準 (mg/m ³)
一三	すべて	廃棄物焼却炉	700 (酸素濃度補正 12%)
一六	塩素化エチレンの製造	塩素急速冷却施設	80
一七	塩化第二鉄の製造	溶解槽	80
一八	活性炭の製造	反応炉	80
一九	化学製品の製造	塩素反応施設 (密閉式のものを除く)	80
		塩化水素反応施設 (密閉式のものを除く)	
		塩化水素吸収施設 (密閉式のものを除く)	

4. 弗素、弗化水素及び弗化珪素

	用途	施設名	排出基準 (mg/m ³)
九	ガラス又はガラス製品の製造 (原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するもの)	焼成炉	10
		溶融炉	
二〇	アルミニウムの精錬	電解炉	1.0
		※電解炉から直接吸引されるダクトを通じて排出口から排出される場合	3.0
二一	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造	反応施設 (過燐酸又は重過燐酸石灰の製造の用に供する物を除く)	10
		反応施設 (過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものに限る)	15
		濃縮施設	10
		焼成炉	20
		溶解炉 (燐酸質肥料の製造の用に供する物を除く)	10
		溶解炉のうち電気炉 (燐酸質肥料の製造の用に供するものに限る)	15
		溶解炉のうち平炉 (燐酸質肥料の製造の用に供するものに限る)	20
二二	弗酸の製造	凝縮施設 (密閉式のものを除く)	10
		吸収施設 (密閉式のものを除く)	
		蒸留施設 (密閉式のものを除く)	
二三	トリポリ燐酸ナトリウムの製造	反応施設	10
		乾燥炉	
		焼成炉	

5. 鉛及びその化合物

	用途	施設名	排出基準 (mg/m ³)
九	ガラス又はガラス製品の製造 (原料として酸化鉛を使用するものに限る)	焼成炉	20
		溶融炉	
一四	銅、鉛又は亜鉛の精錬	焙焼炉	10
		転炉	
		溶解炉	
		乾燥炉	
		焼結炉	30
		溶鋅炉	
二四	鉛の第二次精錬又は鉛の管、板もしくは線の製造	溶解炉	10
二五	鉛蓄電池の製造	溶解炉	10
二六	鉛系顔料の製造	溶解炉	10
		反射炉	
		反応炉	
		乾燥施設	

備考

- 1 表中の項番号は大気汚染防止法施行令別表第1の項番号に準ずる。
- 2 当該有害物質の量にはすすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る）は含まれないものとする。
- 3 13項の廃棄物焼却炉は下記の式により算出された塩化水素の量とする。
$$C = C_s \cdot 9 / (21 - O_s)$$

C : 塩化水素の量（単位 mg）
O_s : 排出ガス中の酸素濃度（単位 %）
C_s : 測定された塩化水素の濃度（単位 mg/m³）
- 4 有害物質の量が著しく変動する施設にあつては1行程の平均の量とする。